

少額随意契約における上限額の見直しについて 川崎市提案



1 少額随意契約の概要



地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」は、同法で一般競争入札が原則とされている中で、**少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が増大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度**

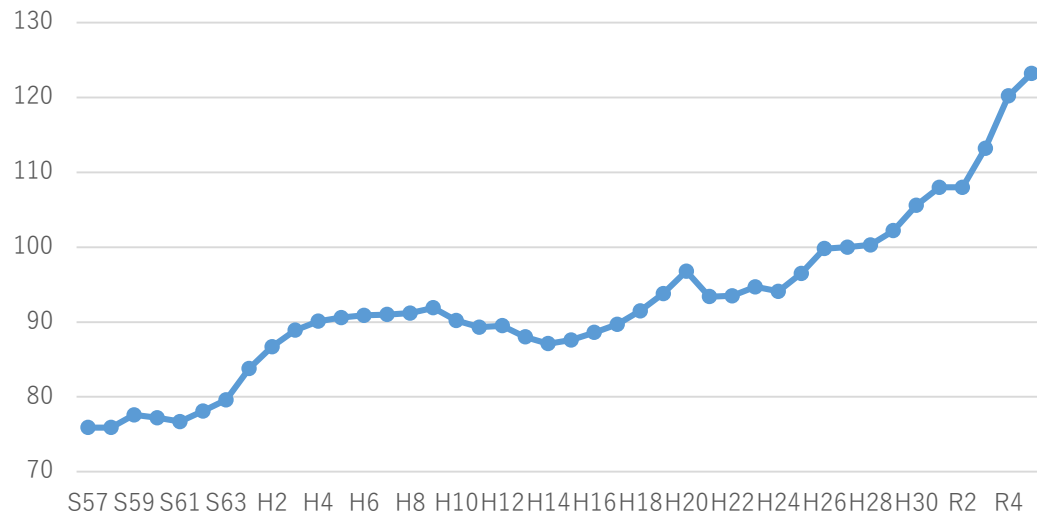
少額随意契約の上限額

契約の種類	都道府県・指定都市	市町村
工事又は製造の請負	250万円	130万円
財産の買入れ	160万円	80万円
物件の借入れ	80万円	40万円
財産の売払い	50万円	30万円
物件の貸付け	30万円	30万円
上記以外のもの（委託など）	100万円	50万円

2 最近の状況①

同法施行令第167条の2第1項第1号別表第5に定める上限額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行から改正されておらず、**物価上昇等の社会経済情勢や消費税の引上げ、地方自治体の契約の現状を反映していない。**

建設工事にかかる物価指標の推移



建設工事費デフレーター(H27基準)

工事又は製造の請負で都道府県及び指定都市の場合においては、昭和57年度時点における上限額は250万円で、建設工事費デフレーター(国土交通省)により**現在の価値に換算すると、おおよそ405万円となる【建設総合：75.9(1982年度)→123.2(2023年度(暫定))】。**

【本市における契約の現状】

・公共施設において、市民の安全を確保する等の理由により迅速な改修工事が必要な事例において、工事価格が上限額を超えるため、まずは、市民の安全確保に最低限必要な部分的な補修を少額随契により実施し、その後改めて、その他部分の補修工事を発注する事例が発生している。

3 最近の状況②



これまで、内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」や指定都市市長会からの要請として、地方自治体が見直しを提案してきたものの、総務省から見直しに向けた方針は示されてこなかった。ただ、この度、総務省による地方自治体への契約実態調査が実施され、上限額の妥当性の検証が始まっているとみられる。

【平成30年の提案に対する総務省回答】

「国の少額随意契約の要件と均衡を図る必要があり、今後、国（財務省）の動向を注視していく」とされた。

【令和6年9～10月 総務省から地方自治体に対する実態調査実施】

少額随契における上限額の妥当性の検証を目的とした、都道府県・指定都市・市区町村（一部）に対する契約形態ごとの実績に関する経年比較の調査が実施された。

これまで、少額随意契約の対象となっていた工事が、近年の物価上昇により、対象外となることで、**中小建設業界にも影響が発生**している。

以前は少額随契として契約していた内容の工事を入札により契約せざるを得ない状況が生じたため、契約事務に係る**事業者負担の増加**や工事完成までに時間を要することによる**資金繰りへの影響**が懸念される。

4 見直しの効果



上限額の見直しにより、能率的な行政運営の実現と地元中小事業者の活性化を図ることが可能となる。

(1) 地方自治体は、より迅速に、**能率的に工事を執行**することが可能となる

(2) 地元中小建設事業者にとっても、地方自治体からの発注手続きが迅速化されることにより**契約事務の負担が軽減**

(3) 公共工事が速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する**地元建設業界の事業環境の改善**や**地域経済の活性化**にも寄与

5 国への要望内容



(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める上限額については、昭和57年度から見直しが行われていないことから、物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、国の少額随意契約制度の見直しを含めて、地方自治法施行令の改正を行うこと。

(2) 地方分権を推進する観点から、地方自治法施行令について、少額随意契約を可能とする「上限額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討すること。